

平成 30 年（2018 年）4 月 24 日

各

就労移行支援事業所
就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所

 管理者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅時生活支援サービス加算 の取扱いについて

平素より本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月の障害福祉サービスに係る報酬改定により、就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）（以下「就労移行支援等」という。）に「在宅時生活支援サービス加算」（以下「在宅時支援加算」という。）が新たに創設されたことから、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。貴事業所内の関係職員に御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 加算の概要

在宅において就労移行支援等を受けている同一時間帯に生活支援が必要であり、当該支援を就労移行支援等のサービス提供事業所の負担において提供した場合に 1 日につき 300 単位を加算する。

2 加算対象者

在宅時支援加算は、原則、事業所からの届出に基づき、区保健福祉部において当該加算の対象者として認定を行った者につき、報酬算定できるものとし、当該加算対象者は、就労移行支援等を利用する者のうち、以下(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障がいや疾病等により、恒常的に通所によって支援を受けることが困難な状態であり、在宅における訓練によって本人の就労に関する知識や能力の向

上に資すると認められる者(単に利用者の意向で在宅における訓練を希望する場合や、体調変動等で一時的に通所ができない場合は対象外)。

- (2) 居宅介護又は重度訪問介護を利用している者であって、在宅で就労移行支援等を利用している同一時間帯に生活支援を受けなければ在宅での就労移行支援等の利用が困難な者。

3 対象者認定等

(1) 認定

ア 在宅時支援加算の算定を行おうとする就労移行支援等の事業所は、「在宅時生活支援サービス加算開始届出書」(様式1。以下「開始届」という。)を区保健福祉部に提出する。

イ 開始届を受理した区保健福祉部は、上記2に掲げる対象者要件に該当するかを確認の上、対象者要件を満たす場合に加算対象者として認定を行う。

ウ 区保健福祉部において、認定を行う場合は、障害福祉サービス受給者証の「支給量等」欄に「在宅時生活支援」と記載し、利用者に交付する。

(2) 廃止

ア 在宅時支援加算の認定を受けた対象者が、上記2に掲げる対象者要件を満たさなくなった場合、就労移行支援等の事業所は、「在宅時生活支援サービス加算終了届出書」(様式2。以下「終了届」という。)を速やかに区保健福祉部に提出する。

イ 終了届を受理した区保健福祉部は、終了理由を確認の上、在宅時支援加算の廃止に伴う新たな障害福祉サービス受給者証を利用者に交付する。

4 留意事項

(1) 挙証書類の保管

在宅時支援加算の算定にあたり、利用者への生活支援を居宅介護又は重度訪問介護事業所に従事する者が派遣され、当該支援の費用を就労移行支援等事業所が費用を負担した場合、負担内容が客観的に確認できる挙証書類を事業所において、最低5年間は保管してください。

(2) 申請時の留意点

利用者に対し、複数の就労移行支援等事業所が在宅における訓練を提供することとなった場合において、既に障害福祉サービス受給者証に「在宅時生活支援」の表記がある場合、新たに在宅時支援加算の算定を開始しようとする事業所については開始届の提出は不要です。また、当該加算の算定を終了

しようとする事業所が、他方の事業所において引き続き在宅における訓練を提供し、かつ本件加算を継続して算定することが確認できた場合についても、終了届の提出は不要とします。

(3) 更新時の留意点

上記3の(1)について、就労移行支援等の支給決定に係る更新時は、区保健福祉部において加算該当者の適否を判断することから、改めて開始届の提出は不要です。支給決定更新後の障害福祉サービス受給者証より加算該当者かを必ず確認してください。

(4) その他留意点

就労移行支援等の事業所が在宅における訓練を提供する場合は、本取扱いのほか、別添3の「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」を遵守してください。

5 適用日

本通知発出日以降の届出分から適用。なお、平成30年4月中に開始届が提出されたものに限り、必要に応じて4月1日から遡及適用が認められます。

6 様式

- (1) 在宅時生活支援サービス加算開始届出書（様式1） ……別紙1
- (2) 在宅時生活支援サービス加算終了届出書（様式2） ……別紙2

7 参考

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）（抄） ……別添1
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
（平成18年10月31日付け障発第1031001号）（抄） ……別添2
- (3) 「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」
（平成19年4月2日付け障発第0402001号）（抄） ……別添3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp